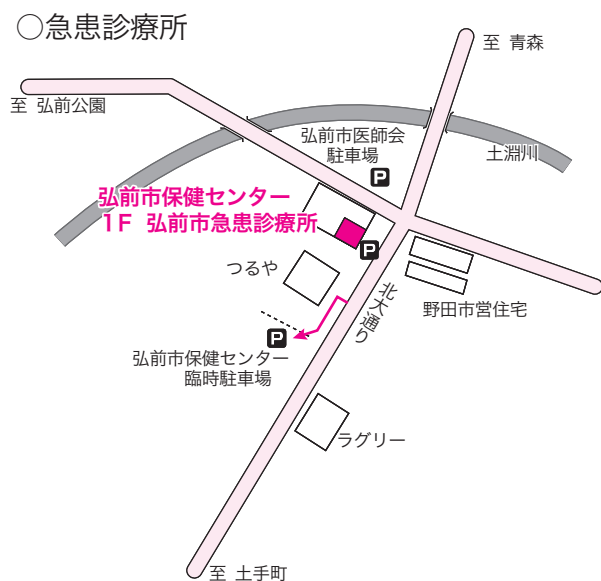


弘前市急患診療所(小児救急医療)

弘前市急患診療所では、急病のお子さんを毎日小児科専門医が診察します。

場 所 弘前市野田二丁目7-1
 (弘前市保健センター1階、電話34-1131)
受 付 夜 間：午後7時～午後10時30分(年中無休)
休 日：午前10時～午後4時、午後7時～午後10時30分
 (日曜、祝日、8月13日、12月31日～1月3日)

- (1) 夜間・休日ともに、医師会または弘前大学医学部附属病院の小児科医師が診察します。
- (2) 小児科の病気が対象となります。外傷など外科治療が必要な患者さんには対応できません。ただし、休日の午前10時から午後4時までは、同所の外科で診療できます。
- (3) お薬は、院外処方せんにより調剤薬局をお願いします。
- (4) 急患診療所の受付時間外に受診可能な医療機関は、医療機関紹介電話(32-3999)にお問い合わせください。
- (5) 診察の結果、さらに検査や治療が必要となった場合は小児救急二次輪番病院へ紹介します。ただし病院により、診療費以外の費用を請求されることがあります。(右記参照)



小児救急二次輪番病院

小児救急二次輪番病院では以下のようなお子さんを診察します。

- ・ 弘前市急患診療所で診察の結果、さらに検査や治療が必要なお子さん
- ・ 弘前市急患診療所の受付時間外に病気になったお子さん

(1) 小児救急二次輪番病院は、以下の病院が交替で毎日担当します。

担当病院(輪番制)	電 話	住 所
国立病院機構 弘前総合医療センター	32-4311	弘前市富野町1
健生病院	55-7717	弘前市扇町二丁目2-2

(2) 当日担当の小児救急二次輪番病院は、医療機関紹介電話(32-3999)にお問い合わせください。(P.34 参照)

診療費以外の負担があります

厚生労働省が進める医療機関の機能分担として、一定規模以上の対象となる病院では、選定療養費を徴収することとしています。休日、夜間等においても紹介状を持たずに外来受診する場合、診療費(3割負担等)とは別に、定額負担(選定療養費)を支払う必要があります。
 ※子ども医療費給付・ひとり親家庭等医療費給付等の対象外

【弘前総合医療センター、弘前大学医学部附属病院の定額負担(選定医療費)の額(税込)】

	医 科	歯 科
初 診 時	7,700 円	5,500 円
再 診 時	3,300 円	2,090 円

【定額負担の対象外となる場合】

災害により被災を受けた方などは負担の対象外となります。
 詳しくは、厚生労働省ホームページ等でご確認いただくか、受診時に各病院にお問い合わせください。

平日・日中は「かかりつけ医」の受診を第一選択に。
 休日・夜間等は「こども医療でんわ相談(P.34)」を活用し受診の必要性を考慮してください。